

令和2年第3回四万十町議会臨時会

四万十町議会議案書



令和2年11月24日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 7 号	専決処分の報告について（売買契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第 8 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	3
議案第 9 1 号	四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	5

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 11 月 24 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

専決第9号

専 決 処 分 書

売買契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年10月2日

四万十町長 中尾 博憲

1 契約件名

令和2年度地場産業振興センター食品加工施設改修工事（厨房機器）

2 契約の相手方

住所 南国市蛸が丘二丁目2番地3

氏名 株式会社 丸三 代表取締役 岡内 聡典

3 変更内容

事項名	変更前	変更後
請負代金額	40,535,000 円	41,371,000 円

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 11 月 24 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

専決第10号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年10月4日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | | | |
|---|-------|--|------|--|
| 1 | 相手方 | 住所 | 四万十町 | |
| | | 氏名 | | |
| 2 | 事故の概要 | 令和2年6月25日午後6時頃、町道戸川口線で落石が発生し、走行中の自動車が損傷したもの。 | | |
| 3 | 損害賠償額 | 46,200円 | | |

議案第 9 1 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例(平成 18 年四万十町条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改める。

第 2 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。